

滑川市と株式会社官民連携事業研究所との公民連携促進に関する連携協定書

滑川市（以下「甲」という。）と株式会社官民連携事業研究所（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが持つ資源や特長を生かしながら、連携協力し、甲が抱える様々な課題解決や双方の持続的発展に寄与する公民連携の促進を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 課題解決等に寄与する企業の紹介に関すること。
- （2） 公民連携事業への助言に関すること。
- （3） 公民連携事例の情報発信に関すること。
- （4） 公民連携に関するプラットフォーム・データベースの利用に関すること。
- （5） その他、公民連携に資する取組に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組の内容及び実施方法、役割等については、別途協議の上、取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。但し、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定を終了させる旨の申し出がない場合は、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施において知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項の守秘義務を負うものとする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に関し疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年6月24日

甲 富山県滑川市寺家町 104 番地

滑川市長

水野達夫

乙 大阪府四條畷市岡山東 1 丁目 10 番 5 号

忍ヶ丘センタービル 6 階

株式会社官民連携事業研究所

代表取締役社長

鷲見英利